

令和5年度第1回君津市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 名 称 令和5年度第1回君津市廃棄物減量等推進審議会
- 2 開催日時 令和5年12月20日(水)午前10時00分から11時10分まで
- 3 開催会場 君津市役所 9階 議会全員協議会室
- 4 議 題 (1)副会長の選出について
(2)君津市一般廃棄物処理基本計画【君津市食品ロス削減推進計画】
(素案)について
- 5 出席委員 8名
佐藤 葉子 四宮 安彦 梅津 正 高橋 隆
榎本 敏男 平野 大志 内山 貴美子 佐久間 仁宣
欠席委員
榎本 光男 山田 康弘 笹原 智浩 藤寄 采也伽
松崎 正行
- 6 事務局
経済環境部長 竹内 一視
経済環境部次長 石山 英樹
経済環境部環境衛生課長 中村 光宏
経済環境部環境衛生課副課長 梅本 健宏
経済環境部環境衛生課副主幹 苅込 雅浩
経済環境部環境衛生課一般廃棄物係長 田口 貴之
経済環境部環境衛生課清掃工場係長 古上 明功
経済環境部環境衛生課主任主事 石井 隆章
- 7 公開または非公開の別 公開
- 8 傍聴者 0名

(梅本副課長)

これより、君津市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

本審議会の進行を務めさせていただきます、環境衛生課の梅本と申します。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員につきましては、委員総数 13 名のところ 5 名が都合により欠席でございます。8 名で開催させていただきます。半数以上が出席されておりますので、君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例施行規則により、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の審議会につきましては、君津市審議会等の公開に関する規則によりまして公開としておりますが、本日の傍聴者はありませんでした。

また、会議録につきましては、委員の氏名、発言内容等を記載の上、ホームページで公開いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、高橋会長からご挨拶をお願いいたします。

(高橋会長)

皆さん、こんにちは。

会長を務めさせていただいております高橋と申します。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症の心配から、この審議会も書面決議という形で行ってまいりましたが、本日こうして久しぶりに委員の皆様と顔を合わせることができて、うれしく思うところでございます。

本日は、新たに食品ロス削減推進を含めました、一般廃棄物処理基本計画案について審議するものでございます。

どうか委員の皆様には、内容を検討いただきまして、様々なご意見を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

(梅本副課長)

ありがとうございました。

続きまして、石井市長よりご挨拶申し上げます。

(石井市長)

皆様こんにちは。市長の石井でございます。

本日は大変お忙しい中、君津市廃棄物減量等推進審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

日頃から皆様方には、本市の環境行政の推進を始め、市政各般にわたり格別なるご理解・ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りいたしまして、深く感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、本年度本市ではごみの発生抑制やごみの適正処理を進めるために必要な基本的事項などについて定めました君津市一般廃棄物処理基本計画の改定を行います。

日頃より、ごみの減量化再資源化を推進し、君津市の豊かな自然環境を保つ、資源循環型社会の構築に向けて取り組んでおりますけれども、今回の改定は、社会情勢の変化に合わせ、更なるごみの減量化を促進するとともに、食品ロスの削減についても、考えていくものとなります。

委員の皆様には、市民の快適な生活や、美しい環境、自然を守るためにも、廃棄物問題についての忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、今年も押し迫ってまいりましたけれども、皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(梅本副課長)

ありがとうございました。

なお、石井市長につきましては、公務の都合によりまして、ここで退席いたしますのでご了承願います。

【委員、事務局、委託業者の紹介】

(梅本副課長)

では、お手元の資料の確認をお願いいたします。

お配りしています資料は次第、委員名簿、席次表、本審議会の概要、プラスチック製

品モデル収集の実施結果について、事前にお配りしております君津市一般廃棄物処理基本計画【君津市食品ロスの削減推進計画】（素案）の冊子、それに関わる A3 の概要版となります。不足等ございませんでしょうか。

それでは、議事のほうに移らせていただきます。

議長でございますが、条例施行規則第 3 条の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、以降の議事進行につきましては、高橋会長にお願いいたします。

（高橋会長）

議長を務めさせていただきます高橋です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議題の（1）、副会長の選出についてということで、委員の皆様からの発言をお願いいたします。

なお、発言の際はこのマイクスイッチのオンオフの切替えをよろしくお願いいたします。

（内山委員）

今まで議員選出の委員に副会長を務めていただいています。そして、議員経験豊富である佐藤葉子委員がごみ減量化再資源化の意識も高く持っておられますので、お願いしたいと考えております。

（高橋会長）

ただ今、内山委員から、副会長に佐藤葉子委員というご意見がございましたが、いかがでしょうか。

・・・異議なしの声・・・

（高橋会長）

それでは、異議なしということでございますので、副会長として、佐藤葉子委員を選出することといたします。

それでは佐藤副会長よりご挨拶をお願いいたします。

(佐藤委員)

このたびは廃棄物減量等推進審議会の副会長ということで、重要な役割を推挙いただきまして、ありがとうございます。

大変重要なこの審議会ということで、皆様のご協力とご指導を賜りながら、しっかりと責務を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋会長)

ありがとうございました。

以上で、議題(1)の副会長の選出については終了とさせていただきます。

次に、(2)君津市一般廃棄物処理基本計画【君津市食品ロス削減推進計画】(素案)についてですが、事務局からの説明をお願いいたします。

(中村課長)

それでは、君津市一般廃棄物処理基本計画、並びに君津市食品ロス削減推進計画の素案につきまして、A3サイズの概要版におきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

それではまず、早速ですが、1ページをご覧ください。

第1章、基本的事項の1、計画の基本的事項についてでございますが、一般廃棄物処理基本計画は、廃掃法に基づく法定計画で、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、君津市環境の保全に努めることを目的とする計画となっております。

前回の改定から5年が経過するほか、新たに食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されたことから、食品ロスの削減を推進するために、食品ロス削減推進計画も併せて策定するものとなっております。

2)の計画の構成、位置づけにつきましては、基本的事項のほか、ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画の4章で構成をしております。

3)の計画の区域につきましては、君津市全域といたしまして、4)の計画期間につきましては、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間としております。

5)の計画の対象の廃棄物でございますが、こちらについては、市内で発生する一般廃棄物を対象としております。

6)では、関連するSDGsのゴールを掲載しております。

続いて、第2章のごみ処理基本計画についてご説明させていただきます。

まずごみ処理の現状についてですが、本市では、資源ごみ14品目、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、せん定木等、及び、有害ごみの19品目の分別に、市民の皆様のご協力をいただいているところでございます。

分別につきましては、県内で3番目に多いという状況となっております。

2)のごみ量と性状でございますが、①のごみの排出量は、令和4年度は30年度と比べ減少しておりますが、家庭から排出される生活系ごみは、台風やコロナの影響を受け、令和元年、2年と続けて増加をしております。

事業系ごみについては、台風の影響によりまして、令和元年度は増加したものの、以降はコロナの影響の外出自粛等の影響を受けまして、減少をしている状況となっております。

②のごみの排出量を1人1日当たりに換算すると、令和4年度では909グラムで、平成30年度よりも削減はされているものの、国県の平均と比較すると排出量が多い状況となっております。

③のごみの性状についてですが、家庭から排出された可燃ごみを調査したところ、水切りの徹底により減量化が見込まれる食品ロスや、調理くず等の生ごみ、草木や、ペットボトルなど、分別すれば資源となるものが6割程度含まれている状況でございました。

3)のごみの再資源化、資源ごみ回収量についてですが、市民の皆様にご協力いただくことで、資源としてリサイクルされているものの割合は、国県の平均と比べまして高い水準に推移はしているものの、新聞などの紙媒体の減少やびんがペットボトルに軽量化、容器が代替されるなど、飲料容器の軽量化がされていることを受けまして資源ごみの回収量は減少しております。

裏面の2ページをお願いいたします。

リサイクル率についてですが、こちらについては、回収量の減少を受け、令和4年度は平成30年度と比較しまして、1.6ポイント減少している状況となっております。

4)のごみ処理経費についてですが、こちらについては、令和2年度に、次期広域廃棄物処理事業に係る出資金を支払っておりますので、大幅に増加している状況です。加

えまして、処理費や維持管理費にかかる経費が、最低賃金等の改定や燃料費の高騰を受けまして、増加傾向にある状況でございます。

5) のその他団体との比較につきましては、廃棄物からの資源回収率、最終処分される割合については偏差値を上回っているものの、人口1人1日当たりのごみ排出量、年間の処理経費、最終処分に要する経費については偏差値を下回っているような状況でございます。

1番下段になりますが、市民及び事業者アンケート、こちらについては、20歳以上の市民1000名と、1日当たりの排水量が100キロ以上出される、事業者33社に対してアンケートを実施いたしまして、課題の整理・抽出をしております。

3の中間評価につきましては、前計画における目標が赤いラインで示しており、緑の棒線が、過去5年間の実績となっております。

1) の1人1日当たりの排出量及び2) の家庭系ごみ排出量は、台風やコロナの影響もあって、令和4年度時点では目標の推計よりも排出量が25グラム多い状況となっております。

また、3) のリサイクル率については、回収量の減少を受け、目標の推計よりも5.2ポイント低い状況となっております。

次に4のごみに関する課題については、1の減量化・再資源化の課題、こちらについては、家庭系ごみについて組成調査の結果からも、生ごみの減量化とともに資源物の異なる分別の徹底が必要と考えております。

また、処理経費が増加傾向にあることから、処理手数料の水準につきましても見直しを行う必要がございます。

次に、資源ごみについては、回収量が減少傾向にあることから、プラスチック、資源循環法に基づくプラスチック製品の品目を拡充することにより、回収量の増加を目指すことが必要であると考えております。

また事業系ごみにつきましては、国、県の平均を超え、県内では5番目に排水量が多い状況であることから、適切な分別、また減量化、再資源化に係る情報を提供し、そういった取組を行っていただく必要があるということで考えております。

2) の廃棄物適正処理の課題、排出ルール、排出量については、違反ごみに警告シールを貼付いたしまして、違反者に周知を行っているところでございますが、なかなか残置することが困難なケースもございますので、周知方法等について検討していく必要が

あります。また、ガイドブックなどの発刊物につきましては、多様な言語に対応できるよう努めることが必要だと考えております。

また、清掃工場につきましては、施設の老朽化が進んでいることから、施設の設備の更新等を適切に行っていく必要がございます。

また、最終処分場につきましても残存量が減少傾向になっていることから、更なる処分量の削減や安定的な処分先の確保が必要となります。

次に、(3) その他の課題につきましては、更なるごみの減量化・再資源化には排出者の協力が不可欠であることから、必要性について理解いただけるよう、更なる啓発に努めることが必要となっております。

5の基本方針、数値目標、基本的な方針につきましては、4Rの更なる推進、適正処理の推進と、不適正処理の対策の強化、市民、事業者、行政の協働の推進の三つを掲げております。

2)のごみの排出量、処理量の見込みについては、減少する見込みではあるものの、1人1日当たりに換算すると、コロナ外出自粛等でごみ量が増加傾向となった時期があることから、家庭から排出される生活系ごみについては増加する推計となっております。

それでは3ページをお願いいたします。

今回、計画の数値目標、①の1人1日当たりのごみの排出量及び、②の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量については、コロナ外出自粛等の一時的な要因で増加したこともございますので、前計画における令和10年度の目標を、令和15年度に達成することを目指し、目標設定をしております。

また、リサイクル率につきましては、飲料容器の軽量化など継続的な要因による変化もございますので、前基本計画における10年度の目標である33%を達成することは困難な状況であることから、国の目標よりも高い、県の目標である30%を令和15年度に達成することを目標としてございます。

6の目標に向けた取組につきましては1)更なる4Rの推進に関する取組といたしまして、家庭系ごみにつきましては、費用負担の見直し、生ごみの減量化・再資源化いただくための啓発などを実施してまいります。

また、資源ごみにつきましては、プラスチック資源循環法に基づく、プラスチック製品の分別収集を行うなど、資源とする品目の拡充や、集団回収を行う団体の増加、また

中間処理施設の再資源化等を実施してまいります。

事業系ごみにつきましては、食品ロスの削減に向けた啓発活動や、適切な分別方法等の周知を行ってまいります。

適正処理の推進と不適正処理の対策の強化の取組といたしましては、排出ルールの適正化を確保するため、ガイドブック等を作成しているところでございますが、外国語にも対応できるよう努め、ポスティングなどによる啓発も実施してまいりたいと考えております。

廃棄物の処理体制につきましては、収集頻度の見直しについて、製品プラスチックの資源物の拡充等による状況等に応じまして、ごみステーションを管理する地域の意見も踏まえた上で検討してまいります。

また、資源を分別収集することで、最終処分量の削減に努めておりますが、処理施設の老朽化が進んでいることから必要に応じて改修を検討し、広域廃棄物処理、施設については、構成市町と連携を図りながら、着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

3) 市民・事業者・行政の協働の推進に関する取組といたしましては、環境学習につきまして、エコスクールの認定や、環境ポスターを募集することで、子どもたちの環境学習に取り組み、ごみに関する出前講座の実施や、施設見学等の受入れによりまして、減量化・再資源化による理解の醸成に努めてまいります。

その他といたしましては、情報発信について、ガイドブックや、回覧等のみならず、SNS等新たな情報発信の手段を用いまして、DXの推進にも努めてまいりたいと考えております。

また、クリーン作戦の実施や、推進員の設置、ごみの排出抑制に関する事項を審議する、本審議会の皆様のご協力をいただくことによりまして、一体となつてごみの減量化・再資源化や環境美化の推進をしてまいります。

3章の食品ロス推進計画についてですが、食品ロスの現状課題につきまして、賞味期限切れ等により廃棄される食品ロスとして、国の推計では1人1日当たりに換算すると、お茶わん約1杯分、114グラムの食べ物が捨てられているとされておりまして、削減を進める必要がございます。

基本方針・目標・取組についてですが、まず基本方針について、食品ロスの削減には市民や事業者の皆様が食品ロスの削減の必要性を認識し、削減に係る取組をできるよう

推進していくことが必要でございます。

4 ページをお願いいたします。

国は、食品ロスの削減推進のために、食品ロス発生量の半減や、問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を数値目標としており、本市においても、国と同様に、令和4年度に発生したことが見込まれる、1,863 トンの食品ロス量を、10年間で17%の削減を目指し、令和15年度に本市で発生する、食品ロスを、1,546 トンまで削減することを目標としております。

また、食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいる市民の割合が今回のアンケート結果から78.8%となっておりますので、令和15年度までに85%とする目標を設定しております。

4) の食品ロスの削減に向けた取組でございますけども、こちらについては家庭から排出される食品ロスについて、冷蔵庫の在庫を確認して、計画的に買物をしていただくなど、ちょっとしたことでも削減につながるとされておりますので、こういったことの啓発に努めてまいりたいと考えております。

また事業者から出る食品ロスについては、店頭でも商品棚の手前から取る「てまえどり」の掲示をしている店舗も見受けられております。

本市においても事業者と連携を図り、情報発信に努めてまいります。

また、給食共同調理場についても減量化等の方法について検討を進めてまいります。

第4章の生活排水処理基本計画、生活排水処理の現状でございますが、生活排水処理は、し尿及び生活雑排水に区分され、単独浄化槽やし尿くみ取り便槽を設置する世帯からは、生活雑排水が未処理のまま公共水域に放流されております。

また、業者が収集した、し尿や浄化槽汚泥については、衛生センターで処理を行っております。

2の処理状況、し尿汲み取り便槽から回収される、し尿については減少しておりますが、合併浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、汲み取り世帯が浄化槽に転換したことにより、増加している状況でございます。

3のし尿処理経費につきましては、老朽化に伴いまして、施設整備を行ったことから、令和2年度から建設改良費が大幅に増加しておりますが、処理、維持管理に係る経費につきましては、施設の稼働から約56%減少している状況でございます。

4の中間評価、令和4年度の生活排水処理率は、目標推計である71.6%に達している

ものの、今後更なる向上が必要と考えております。

5の生活排水処理の課題につきましては、生活排水処理率が国よりも低く、単独浄化槽や、し尿汲み取り便槽の世帯から、未処理の生活雑排水が排出されていることと、浄化槽の適切な管理がなされないことによって放流水の水質が悪化されることもあることから、適切な管理方法の啓発をする必要があります。

6の基本方針・数値目標、基本方針につきましては、未処理の生活雑排水を適正処理するために、公共下水道、合併浄化槽の整備普及を推進し、適正な維持管理について啓発を行うとともに転換の推進をしてまいります。

また、本計画における数値目標につきましては、生活排水処理率を令和15年に79.9%とすることを目標としておりまして、目標に向けた取組といたしましては、生活排水処理施設の整備、普及に関する取組について、公共下水道は未整備地区の整備や未接続世帯への接続の促進、合併処理浄化槽については、単独浄化槽や汲み取り便槽からの転換に係る費用の一部を助成することによって、普及率の向上に努めてまいります。

また、浄化槽を使用する市民に対して適切な維持管理方法について、啓発を行ってまいります。

2)の生活排水の適正処理、管理の促進に関する取組については、し尿の汲み取り便槽、単独浄化槽及び合併浄化槽から発生する、し尿・浄化槽汚泥の許可業者が収集を行いまして、衛生センターに搬入し適切な処理を行い、助燃剤として再資源化をいたします。

また、災害時においても仮設トイレの設置に関して、適切な対応ができるよう、努めてまいります。

本計画につきましては、12月22日からパブリックコメントを実施いたしまして、市民からの意見を募りながら、策定に向け進めてまいりまして、今年度末の策定を目指していくものでございます。

説明は以上でございます。

(高橋会長)

ただいま事務局から説明がございましたが、この概要版、それから事前に配られました基本計画素案について、皆様から質問ご意見などございましたら、お願いをしたいと思います。

(佐藤委員)

先ほどの説明の中で、君津は、多くの分別を市民のご協力で行っていて、高いリサイクル率があると聞きましたけれども、県内でどれぐらいなのか、教えていただけますでしょうか。

(田口係長)

はい。環境衛生課一般廃棄物係長の田口と申します。よろしくお願いします。

まずはごみの分別数から説明させていただきます。

現在は、ごみの分別数に関しましては、県内で3位ということですが、ほかの市町村でいうと、令和3年度の実績では、大多喜町が22品目、千葉市が21品目、本市は印西市と我孫子市と並んで第3位で19品目となっております。

その結果、リサイクル率に関しましては、こちらも令和3年度の実績になるんですが、県内の1位が千葉市の33.3%、2位が御宿町で30.8%、3位が大多喜町の29.1%となっております。本市につきましては、24.6%で7位となっております。

(佐藤委員)

市民の皆様が努力してくださっている結果が、県内で7位ということで、そういったことをお知らせすることも励みになると思いますので、よろしくお願いします。

ただ、推移を見ますと、やはりリサイクル率が下がっています。先ほど説明にあったように、ペットボトルの軽量化なども要因としてあると思いますが、10年後に30%を目指すということで、さらなる啓発が必要と考えます。

クリーンカレンダーや自治会の回覧など、徹底をしていただいているところですが、自治会の加入率も減っていることから、もう一步、啓発の取組が必要と考えます。

先ほどDX等もございましたが、何かお考えがあればお知らせください。

(中村課長)

現在、SNSといたしましては、君津市ではLINEから、「ごみ」という区分がございまして、ホームページに飛ぶような仕組みになっていますが、皆さん検索するのは「ごみの分別、出し方等」を1番知りたいということで、閲覧しているところもございます

ので、まずはホームページを見やすいように改修をしていきます。

その後、様々なアプリや、様々な DX の取組があると思いますので、先進事例等、情報収集しながら、皆様に適切にお知らせできるように取り組んでまいりたいと考えております。

(竹内部長)

皆さん本日はご苦労様でございます。

ただいまの件、少し補足させていただきますと、自治会の未加入者も増えている一方で、外国人の方も、記憶でございますと 1,000 名程度の方が今はいらっしゃるというふうに認識しております。

そういった中で、それらの方については個別でそういうごみの出し方などについて周知をしているところでございますが、今後、どういう形かわかりませんが DX などを活用してそういった方に個別対応じゃなくても、あらかじめの対応などを周知することによってそれぞれの自治会にもご迷惑のかからないような対応も必要かと認識しております。今後計画策定後には、そういった取組もしてまいりたいと考えております。

(高橋会長)

ほかにはご意見、いかがでしょうか。

(四宮委員)

はい、皆さんお疲れさまでございます。

先ほどの佐藤議員のお話と少しかぶりますが、リサイクル率は結構高くて、ごみの出てくる量がすごい増えている。県内の平均に比べて、ごみの排出量が多いということだったんですけれども、これの原因として、やはりコロナ禍で、家庭にいたることが多い方が多い市だからこそ、ごみの排出量が多いというような考え方ってできるのかなと思います。そんな中で、先ほど違反ごみのお話が出ましたけど、このことに関してどういった対策をとっているのか、お聞きしたいです。

また食品ロスの部分、こちらの部分は、今推し進めている経済喚起の部分と相反するところが出てきちゃうと思うんですけども、そういったところはどうかをお聞

かせください。

(中村課長)

はい、まず不適切な違反ごみに関しましては、まず出した方に気づいていただく、というのが第1かというところがございます。違反シールにどういう趣旨で違反なのか、というような記載があります。そこにチェックをして、残置をして、1週間後にはまたお出しに来るというところもございますので、1週間程度、そこに置き置きをさせていただいているというところでございます。

しかしながら、住宅街等になりますと、そういったごみを置いたままにするというところもなかなか難しい地域があります。特に生ごみ等が入っていると、カラスや猫に荒らされてしまうこともございます。そちらについては、自治会の皆さんに、適切な分別をしていただいて、ご協力いただいている自治会もございますし、即回収というようなご依頼があれば、私どもで回収に伺っております。

そういった違反の対策といたしまして、そのほか、例えば自治会未加入者の方も、今お話が出たように、なかなか分別の認識が出来ない方もいらっしゃいますので、その地域に、写真を付けたチラシをポスティングするなどの工夫をしながら、認知いただくように、周知を行っているところでございます。

また、食品ロスにつきましては、確かに、お店等に影響っていうのも出てくることもあるかと思いますが、店としても当然売れ残ってしまうもの、廃棄しなければならないという状況にもなりますので、できるだけ「てまえどり」など、ご協力をいただいで、事業者も、無駄な廃棄がないように取り組んでいただきたいなというところ、様々な情報共有を事業者の方ともしながら、対応してまいりたいと考えております。

(高橋会長)

違反ごみの排出者、これについてシールを貼るというのはもちろんですが、なかなかそういう違反するような人に限って、そういうのはしっかり見ないと思います。

最終的には町内の方が、しょうがないなということで、公共用ごみ袋か何かに入れ替えてまた出している。全然改善にならないっていうところが実態じゃないかなと思います。

だから、やっぱりそういうのを行政側として、その違反ごみ排出者の特定といいますか、どなたがそういうことをされているのかっていうことも、もう少し力を入れて指導していただきたい。

(中村課長)

特定というのは難しい状況ですが、自治会のほうでも、よくステーション管理のご協力をいただいております、連絡いただくと「中に宛名が入っていなものがある」というような情報があれば、私どものほうで回収をさせていただいて、その排出者が特定できたものについては、直接私どもで自宅等に伺いまして、指導といいますか、ガイドブック等によりまして周知をさせていただいております。

しかしながら、全てのものがそういったものでもございません。例えば、資源ごみですと、アパートにお住まいの方はアパートに資源ごみステーションがありませんので、どうしても自治会の管理いただいている資源ごみステーションに出していただくといったところもございます。そういった状況があれば、アパート全部にポスティングするなどの対応をしているような状況でございます。

(高橋会長)

ほかには何かご意見ございますでしょうか。

(佐藤委員)

2 ページのごみに関する課題の減量化・再資源化の課題のところでごみ処理経費の増加に伴う排出者の費用負担の見直しというところがございますが、これまでの経緯として、経費のうちのどれくらいを市民に負担してもらおうとして、今設定しているのか等、わかれば教えてください。

(中村課長)

まず手数料ですが、このごみ処理指定袋制度が始まったタイミングでは、超過従量制ということで一定枚数は無料でチケットのようなものをお配りして、そこから超えた分は比較的高い値段で購入をいただくという手法で、ごみの減量化に取り組んできたところでございます。しかし、更なるごみの減量化ということで、平成 28 年度から袋 1 枚

目から有料として、更にごみを出すのは控えていただくような取組として、単純従量制を導入してきたところでございます。

まず、近隣市の状況等を踏まえまして、価格の設定をしておりますけれども、単純従量制につきましては、今1リットル当たり1円というような設定でございます。

ですので、大袋の40リットルの袋ですと、1枚40円をご負担いただいているようなこととなっております。

単純従量制導入前は超過分については、大袋1枚当たり180円ということで設定をしていましたので、そういった状況で負担をいただいているというところでございます。

(佐藤委員)

経緯のほうは確認できましたが、今の方式によって、市民の負担は全体的には増えたということだと思っておりますけれども、この目安については、ごみの経費が増加して市民負担はこれぐらいを設定したとか、10%は市民からいただくようにしたとか、そういう考えのもとで行ったのか、そんな経緯があるのかなと思ひまして確認いたしました。

(中村課長)

負担の割合でございますけれども、当時県内の平均が約18%負担いただくということでございましたので、本市においては、様々な要因から、近隣に合わせて18%より低く設定をさせていただいております。

(佐藤委員)

平均よりは低めに設定しているということで確認をいたしました。

また増加に伴う、見直しというところはまだ、検討はしていないと思ひますけれども、今後の様子を見てということですね。承知いたしました。

食品ロス削減の計画が新たに組み込まれました。別出しはしていないんですけれども大変重要な計画であると思っております。

SDGsに照らしても飢餓をゼロにするような、目標2のところでも、世界では8億人の方が飢えていて、年間で13億トンも食品が無駄になっているという現状があるということ。また、消費と生産のバランスですね。目標12のところであつたり、また目標13の気候変動というところで、食品ロスは、水分量が多いので、先ほども水切りとい

うところがありましたけれども、そこにも大きく関わってまいりますので、この食品ロス削減をなぜしなきゃいけないかという背景も、市民にしっかりとお伝えすることも大変重要だと思っております。

水分が多いごみを燃やすときには、大変な燃料が要りますし、二酸化炭素も多く発生して、温暖化になってつながっていくということも、背景をしっかりとお伝えした上で、アクションを起こしていきたいなというふうに思うんですけど、やはり一人一人の行動変容が大事ですので、先ほど資料にもしっかりとありましたけど、買物をする際の「てまえどり」ですね、賞味期限が長いものをつい取ってしまいがちですけど、私もこれを何年か前にお聞きして、はっとしまして、パンを買うときであったり奥から取ろうとしてしまったり、お肉を買うときとかも、すぐ使うものは手前から、在庫が事業者で余らないようにということも聞いただけで意識ができるので、それも訴えていただきたいですし、3010（さんまるいちまる）運動ですね、宴会のときの始めと最後の30分と10分をしっかりと食べてというところ、そういうのも1回聞いてまた時が経つと薄れていったりするので、定期的な発信をしていただきたいと思えます。

事業者のご協力も先ほどおっしゃってましたので、余ったものの持ち帰りも自己責任のもと行っていただくようにとか、本当に細かいことですが、その一つ一つが環境にも優しいですし、ごみの減量につながるので、また市としても、きみぴょんを使った何かグッズを作ったりとか、そういった行動をぜひ起こしていただきたいと思えます。

（竹内部長）

今回新たに食品ロスの法改正などに伴いまして計画として盛り込ませていただきました。

本件につきましては消費者それから事業者の方の、オール君津でこれに取り組む必要があると思えますので不断の啓発等に取り組んでいきたいと考えております。

また、コンビニ業界などでは率先して「てまえどり」などの啓発もしていただいておりますので、そういった業界などとも様々なタッグを組みまして、君津の食品ロスを限りなく減らすことによりまして、様々な効果、SDGs等にも取り組んでおりますので、そういった効果を持たせるように取り組んでまいります。

(高橋会長)

佐藤委員から質問のあった対象のほうの関連になりますが、指定ごみ袋大のお話が先ほど出ましたけれども、今回処理基本計画の中では、本編 26 ページあたりにごみ処理経費というところで、ごみ処理にこれだけお金がかかってますよ、というようなお話が書かれていますが、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、実際、市民の方は指定ごみ袋として、ごみ処理手数料としてお金を負担してるわけですね。これがどの程度寄与しているのか。または、民間の事業者の方も事業系ごみ、これもごみ処理手数料という形になろうかと思いますが、そういった歳入面についても、実際、行政が全てを負担するのではなくて、一部はこうやって市民または事業者が負担していますという内容が分かるものが、私は欲しいなあという気がいたしました。

ちょっとまたそれはページを加えられるのかどうかというところをまたご検討いただければと思います。

(竹内部長)

ただいまのご意見は、ごみの減量化などを進めるに当たっても受益者負担の啓発をすべきじゃないかというご提案だと思います。パブリックコメントの際にそれが付せるかどうかについても検討しますが、それが間に合わない場合は、本計画の中でどれぐらい盛り込めるか、それについても検討してまいりますのでよろしく願います。

(高橋会長)

ほかには何かございますか。

(内山委員)

業者の方で、うちで回収していますが、事業所の経費負担ということで、処分場を持って行くときのお金が、今、君津市は 15 円になっているんですけど、近隣のほかの都市と比べて、金額的にも違うと思いますが、同じ処分場で処分しているので、今後それを一斉にそろえて値上げするというような方向になっていかれる予定があるかっていうのをお聞きしたいのと、それから、粗大ごみについて、今、1 点幾らで回収されてると思うんですけど、木更津市の場合とかは、1 キロ幾らで回収されてると思うので、大きなもの、すごく重たいものでも、すごく軽いプラスチックボックスとかそうい

うものについても同じ値段になっているので、そのところは見直しされた方がよろしいのではないかと思いますので、ご検討願いたいと思います。

(中村課長)

まず、事業系ごみの金額についてですけれども、本市の手数料としては、10キロあたり150円ということをお願いをしております。清掃組合さんを始め許可業者が、事業承認の分でまとめて、上総クリーンシステムに搬入しているという状況でございます。おっしゃられるとおり、同一の施設での、木更津市、富津市、袖ヶ浦市とも、同じ施設での処理となっております。

4市のごみ処理手数料については基本的にはほぼ同じですが、事業系ごみについて、君津市はちょっと安いところがございますので、今後、検討をしてみたいと考えております。

また、粗大ごみの従量制による料金というところがございますけれども、こちらにつきましては、市が直営で粗大ごみの収集を行っているというところもございます。現場ではなかなか、重量を量ることが難しいというところもございます。現在の1点持ち込みで430円、収集ですと860円ということで料金設定をさせていただいております。

こちらについても、今後収集の方式等を検討する中で、どのように進められるか検討をしてみたいと考えております。

(高橋会長)

粗大ごみの手数料等につきまして、これまたこの基本計画に載せる話とはまた別の問題として、市の廃棄物の行政、在り方の中で、再度またご検討いただきたいと思っております。

ほかにはご意見ございますでしょうか。

私から1点、伺ってもよろしいでしょうか。第2期の君津地域広域廃棄物処理事業、これが本編や概要版のところにもちらちらと出てくるわけですが、事業の概要、また今現在どの程度進捗しているのか、簡単にご説明いただけるようであれば、お願いしたいと思っております。

(中村課長)

次期広域廃棄物処理事業につきましてですけれども、現在、君津地域広域廃棄物処理事業といたしまして、木更津市にありますかずさクリーンシステムにおきまして、中間処理、ごみ処理を行っているところでございます。

かずさクリーンシステムにつきましては、地元との協定等々もございまして、令和8年度末をもって操業を停止することとなっておりますので、次期広域廃棄物処理施設において、令和9年4月から行うというところで、令和2年9月に上総安房クリーンシステムと事業契約の締結をいたしました。

君津地域に加え、更なる広域化ということで、新たな施設については、鴨川市、南房総市、鋸南町を含めました7自治体で進める事業として、現在進めているところでございます。

契約締結後、施設建設に当たり、環境アセスメントを事業者が実施いたしまして、令和5年3月、令和4年度末をもって手続が完了しておりまして、現在も施設の建設に係る各種手続きを進めております。来年2月から造成工事に着手いたしまして、令和9年4月の操業開始に向けて、現在、着実に事業を進めておりまして、予定どおり順調に進んでいるところでございます。

(高橋会長)

わかりました。

ほかには何かございますでしょうか。

(内山委員)

先ほどの話にちょっと戻ってしまいますが、違反ごみが出た場合に、先ほど高橋会長が言われたように、1週間経って、回収しなくちゃいけないんですけど、自治会によっては、違反した人の袋を処理して、みんなまとめてごみの日に出してくれているところがあって、やはり、何回やっても違反する人は、はばからずずっと出してしまうようになっているので、せっかく推進員がいるのであれば、そういう人に協力していただいて、違反ごみを出さないようにしていただければと思います。

それで、違反ごみとかが出て、シールも貼ってくるんですけど、市民の人にとっては、1週間経つと、またその違反ごみは回収されるということで、そのまま出しているのも大丈夫だっけずるい考え方の人もいるので、何とかならないかご検討をお願いしたい

と思います。

(竹内部長)

違反ごみにつきましても、かねてから推進員などのご協力によって、不断の努力をしているところでございますが、いまだ根絶できない状況にあるというご指摘だと思います。それらについては粘り強くやるとともに、全国広い中でそういった先進事例などもあるかと思しますので、そういった情報収集もしながら、何とか君津から違反ごみなどがなくなるような、そんな取組をしてまいりたいと考えております。

(高橋会長)

ほかにはご意見ご質問ございますか。

それではこの本計画につきましては、本日、皆さんからいただいたご意見と、それから私から事前に事務局へ何点かご指摘させていただいた部分がございます。

そういったものを踏まえまして、今後事務局で調整した上で、これをパブリックコメントへかけていただく、そのような方向でお願いするということによろしいでしょうか。

・・・異議なしの声・・・

それではご異議ないようですので、以上で議事の全てを終了し、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(梅本副課長)

高橋会長、ありがとうございました。

それでは、次第の5、その他につきまして、事務局から報告事項がございますので、ご説明させていただきます。

(田口係長)

プラスチック製品モデル収集の実施結果について、先ほど計画内でも少し触れました

が、改めてご報告させていただきます。

1、モデル収集の目的としまして、プラスチックに係る、資源循環の促進等に関する法律の施行に伴い、本市においても、プラスチック製品の再資源化に向け、令和5年10月に陽光台、大井、末吉の3か所でモデル収集を実施いたしました。

2、収集方法ですが、汚れなどの付着がない100%プラスチック素材のストローやタッパーなどの製品で、大きさが30センチ以下、厚みが5ミリ以下のものを、資源ごみの日、従来の容器包装プラスチックとまとめて、レジ袋に入れて出していただきました。

3、モデル収集の実施結果ですが、容器包装プラスチックは804キログラム、プラスチック製品は73キログラムで全体の約8%を占めるという結果となりました。

プラスチック製品としては、ごみ箱や、コップなどが排出され、汚れによって再資源化が困難なものの中には、鉢植えなどの屋外で使用するものが見受けられました。

プラスチック製品の収集量を週別に見ると、2から3週目にかけて増加はしたものの、プラスチック製品は使い捨てではないものが多いので、4週目には収集量が減少したという結果となっております。

4、アンケート結果ですが、モデル収集を実施した地区の方にアンケート調査を行ったところ、4割の方が出さなかったとの回答であり、理由としては、出せるものがわからなかったと感じる方が多かったことから、実際に導入する際には、具体的にわかりやすく説明する必要があるかと思えます。

なお、収集方法については、今回のモデル収集と同様に、従来の容器包装プラスチックとまとめて回収するのがよいとの回答が最も多く、65%となりました。

今後は、今回の結果やごみステーションを管理する地域にアンケート調査等を実施し、分別収集に向けた検討を行ってまいります。

進捗がありましたら、本審議会にてご審議いただくこともあるかと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

報告は以上となります。

(高橋会長)

1点教えていただいてもよろしいですか。

プラスチック製品の収集自体は、今回、モデル地区で実験的にやったということですが、全市一斉にやるという計画というのは、どういうふうに考えているのでしょうか。

(竹内部長)

法律改正によりまして、令和10年頃にはこういった制度にしていきましょう、という国の大前提がございまして、モデル的に、本件をやらせていただいたという趣旨でございまして。

そして、課題が少し出てきたので、今後そういう部分を改めてやっていく必要があるということですから、法律の求めに応じて全市的に進めていかなければいけない事項ということで、他市に先駆けて先行的にモデルでやってみたと理解をいただければと思います。

(梅本副課長)

そのほか、委員の皆様からご質問等ございますでしょうか。

(高橋委員)

このプラスチックっていうのは例えば、割れちゃったものであっても構わないんですか。容器包装プラスチックなんかですと、はさみを入れたりすると、駄目とかありましたっけ。ペットボトルなんかは切っちゃうと駄目とかっていうルールがあったと思いますが、このプラスチック製品としての収集をやるとなれば、素材がプラスチックであれば、それは割れていようが何であろうが構わないという理解ですね。

(中村課長)

今後、そういったところを取り決めしていくようになりますけども、現状では、レジ袋に入る程度の大きさということで30センチ程度ということでさせていただいたところでございます。

袋に入る大きさであれば、割れていても問題はありません。角がとがっていたり、収集に関して危険を伴うようなことがなければ、切っていただいたりっていうようなところは、特に問題はないというようなところで認識をしております。

ただ、あくまでも、プラスチック素材ということなので、原則は金具等が一部でも付

いていたものは対象外ということで現状を考えております。

(梅本副課長)

そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、君津市廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。

なお、次回の審議会につきましては、2月中旬から下旬ごろに実施を予定しておりますので、また再度ご協力をお願いいたします。

本日はご多用の中、長時間にわたりまして慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためにここに署名する。

君津市廃棄物減量等推進審議会
会 長 高 橋 隆